

個人住民税の特別徴収を実施していない
事業主・従業員の皆さまへ

山梨県と市町村から 重要なお知らせです！

県内の市町村は、平成 26 年度から
特別徴収の **完全実施** を行います。

「所得税は源泉徴収しているけれど個人住民税はしていない」ということはありませんか？

個人住民税の特別徴収は、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者（事業主）が、給与所得者（従業員）に毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、納税義務者である従業員に代わって、各従業員のお住まいの市町村に納入していただく制度です。

地方税法第 321 条の 4 の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、個人住民税を特別徴収していただく義務があります。

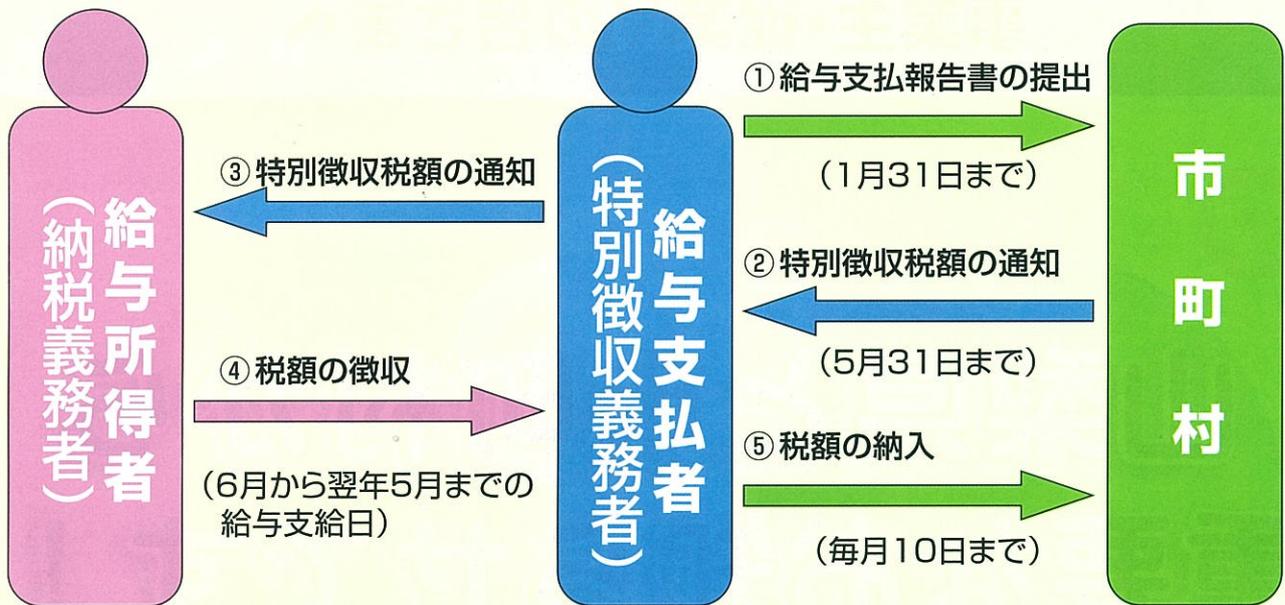
《お問い合わせ先》

お近くの市町村税務担当課または次の山梨県各担当課までお気軽にお問い合わせください。

- 市町村課 (055-223-1426) ○税務課 (055-223-1386)
- 総合県税事務所 (055-261-9111)

山梨県

特別徴収の方法による納税のしくみ



◆市町村からの特別徴収税額の通知

特別徴収義務者(給与支払者)あてに、市町村から5月31日までに特別徴収税額の通知を送付します。給与の支払いを受けている納税義務者に対し特別徴収義務者から通知していただきます。

◆特別徴収による徴収金の納入

特別徴収義務者は、通常、特別徴収税額総額の12分の1の額を6月から翌年5月まで毎月支払う給与から徴収し、徴収した月の翌月10日までに市町村へ納入します。

個人住民税特別徴収についての

Q&A

Q1 特別徴収は、どうしてもしなければならないのですか？

A1

地方税法では、所得税の源泉徴収を行っている事業所(給与支払者)は、同法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、原則として従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。

Q2 特別徴収は手間がかかりそう。従業員も少なく、事務をする余裕もないのですが・・・

A2

従業員の居住市町村ごとに税額を振り込む必要はありますが、所得税と違い、税額計算は市町村で行い、従業員ごとに税額を通知します。また、金融機関によっては住民税特別徴収代行サービスを提供している場合もあり、金融機関の窓口まで出向くことなく納付ができます。(サービスの有無及び詳細については、お取引先の金融機関等にお問い合わせをお願いします。)

また、従業員が常時10人未満の事業所については、申請により年12回の納期を2回にまとめて納付することもできます。

Q3 手間をかけてまで特別徴収に切り替えるメリットはあるのですか？

A3

この制度は、「従業員が個々に納税のために金融機関に行く手間が省ける」「住民税の納め忘れがなくなる」など、納税者である従業員にとってたいへん便利な制度です。

また、普通徴収が原則として年4回納付であるのに対し、特別徴収は年12回納付となるため、1回あたりの負担が少なくてすみます。

Q4 特別徴収を始めるにはどのような手続きをとったらいのですか？

A4

完全実施前においては、毎年1月末までにご提出いただいている「給与支払報告書」により、特別徴収する旨の申請をお願いします。年度途中からの切り替えについても承ります。平成26年度の完全実施後は、自動的に特別徴収に切り替えます。より詳しいお問い合わせは、各市町村の住民税担当課までお願いします。

Q5 特別徴収税額を納税しなかったときは、罰則があるのですか？

A5

事業主が、通知された特別徴収税額を納税しない場合は、地方税法の規定により、10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金が科せられます。